

第18回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和5年5月25日（木）17時45分～18時15分

2. 場 所：官邸2階大ホール

3. 出席者：

（政府側）

松野内閣官房長官、野村農林水産大臣、
岡田デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、規制改革、地方創生）、
渡辺復興大臣、大串デジタル副大臣兼内閣府副大臣、柘植総務副大臣、
武井外務副大臣、井上財務副大臣、豊田国土交通副大臣、
鈴木内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官、長峯経済産業大臣政務官、
磯崎内閣官房副長官（参）
藤井内閣官房副長官補、水野農林水産省輸出・国際局長

（事業者）

森藤 真帆氏（株式会社カクニ茶藤^{ちやとう} 代表取締役社長）
田中 伸佳氏（株式会社ネイバーフッド 代表取締役）

4. 議事概要

○ 森藤氏から、日本茶輸出の取組の現状と課題について（資料1）、以下のような説明があった。

<資料1について>

- ・ 私共は、ミッションとして「不易流行の精神で世界へ茶（CHA）を届ける先駆者であり続ける」と掲げている。
- ・ 継承をすべき変えてはいけない本質は受け継ぎながらも、先見性を持って世界の変化を捉え、先駆者として自ら流行を作っていく、というベンチャー精神を持った会社。
- ・ 創業当初は「Manufacturer=製造者」としてお茶を仕入れ、製造をし、小売店や商社へ販売をすることを生業としていたが、現在では、事業を一次産業へと拡大し「Grower=生産者」へ、そして「Creator=クリエイター」として新しいビジネスモデルの構築に取り組んでいる。
- ・ 弊社は2011年の原発事故で、茶の放射能汚染と風評被害により迎えた経営危機をきっかけに、新たな事業の柱として輸出に取り組むことを決め、

経営資源を投下してきた。昨年実績で輸出金額が全体売上の44%となり、輸出している茶の約90%が有機茶。海外のお客様と弊社のスタッフが直接コミュニケーションを取り、自社で輸出を行っている。

- ・ 「にじむ」様に、じわじわと有機茶の魅力を皆さまに知っていただきたい、また、お茶自体の可能性も「にじむ」様に広げていきたい、という想いを込めて、自社ブランド「nijimu」を今年リリースした。
- ・ 6種類の有機茶をティーバッグにした商品や今年の夏には有機茶を使用したジェラートもリリース予定。
- ・ 弊社が最も注力をしているのが、サプライチェーンレジリエンスの向上、農園から最終製品までを世界基準の管理体制で統合する、バーチカルインテグレーションの確立。
- ・ 現状は、全量買い取りの契約をしている茶農家との取組や茶農家と共同出資をして設立した静岡オーガニック抹茶、通称「SOMA」の取組に留まっているが、5年以内に自社で農園を持ち、農家として輸出までを網羅することを目標としている。
- ・ 茶の輸出において、各国の残留農薬規制をパスすることは必須だが、有機茶は化学合成農薬を使用せず栽培をしており、尚且つ第三者機関が認め付与される有機という認証が付加価値となることから、輸出に向いていると言える。
- ・ 現状、世界的なニーズはあるものの、国内の茶の有機転換が進まない原因として、転換期間中の農家の収益確保がボトルネックの一つだと我々は考えている。
- ・ 慣行栽培から有機栽培に切り替え、3年間の転換期間を経て、初めて有機茶として流通が可能になる。この期間は、品質、収量共に不安定で、この3年を単独で乗り越えられる農家は少なく、この期間の収入が確保できる仕組み作り、更には有機栽培という新しい栽培方法に挑戦をする茶農家への技術的サポートの体制づくりが重要。
- ・ この体制を実現したのがSOMA。SOMAは海外に販路を持っている茶商と地元の農家が共同出資し設立。加盟している10組織の参画農家が製造する有機茶、転換期間中の茶を全量買い取り、抹茶へ加工し、参画している茶商が国内外へ販売している。
- ・ SOMAではアライアンスの全体会議を定期的で開催しており、市場で求められるお茶の品質や有機栽培に関する情報を共有し、茶の成分分析数値に基づき、品質のグレードを分け、買い取り価格を保証している。
- ・ また、有機茶バリューチェーン事業においては、茶の全量買い取りはもちろんのこと、有機栽培を行っている農家同士の協力体制を構築するとともに、産地のブランド形成にも注力している。

- ・ 今後、弊社としては、販売エリアをインド、中東へ広げて行くとともに、更なる一次産業での取組拡大を目指し、サプライチェーンのバーチカルインテグレーションを強化していく。

○ 次に、田中氏から、世界に通用するみかんの輸出産地づくりの挑戦について（資料2）、以下のような説明があった。

<資料2について>

- ・ 私は3代目として農業を継ぎ、2019年に法人化した。台湾、香港、シンガポールを中心に、みかんを年間90トンほど輸出している。
- ・ 特に、台湾は残留農薬基準が厳しく、青果物の輸出は非常に難しいと言われる市場だが、その中でその基準に合わせた生産をし、顧客の信頼を得ることができた。台湾への輸出を成功させることで、輸出の経験値を積んできた。
- ・ 私の考える農家の課題は以下になる。1つ目は、農業は持続可能性が厳しいこと。現在は栽培面積、収量共に最盛期の4分の1となっている。
- ・ 2つ目は、私たちの産地では青切りみかんという収穫が早い時期が年に2週間ほどあるが、それ以外でJAは取り扱ってくれないこと。農家それぞれで時期に合わせた出荷設備を整えているが、地方の市場に出荷しても価格が安いので、設備費用と比較して商売として合わない。
- ・ 3つ目は、果樹は未収期間が3年～5年あり、新しく果樹生産者が生まれづらい状況となっている。
- ・ 4つ目は、生産者は毎日の仕事に追われ、「経営」という視点を持ちづらく、現状を打開する目標や光が見えない状況にあるが、私はこれらをチャンスと捉え起業した。
- ・ 弊社の成長については、台湾への輸出がスタートした2020年～2023年と輸出を拡大し、輸出先、売り先を確保したことで安心してみかんの栽培面積を拡大できた。その結果、雇用も安定し、地域の活性化に貢献している。宮崎は大きな産地ではないので、まずは生産者を育成するというのが重要。
- ・ 今後の輸出に向けた取組としては、輸出先の台湾をはじめとする顧客と繋がり、信頼関係を築く中で、設備投資をすることができている。
- ・ 現在、九州内の農家数は17軒、法人は2軒と連携し、産地形成をしている。
- ・ 弊社が加工したみかんジュースは国内で大人気の商品。他社が買わないような訳あり品を購入し加工することで、生産者の収益向上にも貢献し、安心感も与えている。
- ・ 本日サンプルとしてお持ちしたジュースのギフト箱は、私たちがサポートしている同じ宮崎出身のアーティスト中武卓氏が描いたものを使ってお

り、彼の作品はフランスなど海外でも高い評価を受けている。このような農業と少し外れた取組も、経営者を鍛える一つではないかと考えている。

- ・ 更なる輸出の拡大に向けて、以下の点が大切だと考えている。
- ・ 1つ目は、輸出に取り組める人材の育成確保に関するサポートをお願いしたい。今、地方の農業ではなかなか光が見えない中、私が輸出で失敗を重ねながら培ったノウハウを他の農業者へも共有することで、経営者を鍛えることが必要。
- ・ 2つ目は、なぜか私の産地では輸出に適さない品種が改植事業の品種に定められているので、輸出に向けた品種改植のサポートをお願いする。
- ・ 3つ目は、輸出先からの果物のニーズはとて高いため、品種ごとの収穫時期に応じた産地リレー連携が必要不可欠。
- ・ また、宮崎県は商圏から離れているためか、どうしてもJA系統への出荷率が高いようで、これでは薄利となってしまう。代々受け継いできた農家は農業経営が可能かもしれないが、移住者を含む新規就農者にとっては、初期投資の借入れが返済できず、とても厳しい状況となっている。
- ・ 私はそのような、光の見えない方々を現場で見ているので、弊社の輸出事業を通し、もう一度農業に希望を持って欲しい。

○ 野村大臣より、両事業者に対し「農産物輸出に取り組むにあたって、関係者を巻き込んでいくための苦労がたくさんあったと思料。その中でのポイントをお聞かせいただきたい」との質問があった。

○ (株)カクニ茶藤：森藤社長)

- ・ 各産地のキーパーソンとビジョンを共有し、その方を起点に周りを巻き込んでいくことが重要。点から面へ、更にできた面を拡大していくことにより量産化を図り、各国の設ける農薬規制をパスする体制、「バーチカルインテグレーション」が大切。

○ (株)ネイバーフッド：田中代表)

- ・ 私はあまり苦勞を感じていない。現状のみかん産業は疲弊しているように思われる中で、明るく接することとして、我々は全量買い取りという手法を用い、生産者が安定して経営できる状況を提供している。こうした取組を通じて産地が輸出をするマインドを育てようとしている。

○ 次に、農林水産省から、農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組状況(資料3)について、以下のような説明があった。

<資料3について>

- ・ 農林水産物・食品の輸出は、2023年も好調を維持し、輸出額は、過去最高を記録した昨年よりも伸びており、中でも、真珠、牛肉、菓子、いちご等が大きく伸びている。
 - ・ 品目団体の認定については、本年3月31日に、お茶と錦鯉の2団体を新たに認定し、合計で17品目9団体を認定した。
 - ・ 輸出産地の形成に関する取組としては、輸出産地形成プロジェクトの実施地区として10道府県を採択した。
 - ・ 輸出支援プラットフォームは、今年度は、新たに中国に4か所と台湾に立上げ、体制を強化していく。
 - ・ 観光と連携した輸出促進については、JETRO・JFOODOとJNTOとの間で締結した覚書に基づき、国際旅行博において、連携した取組を実施した
 - ・ 有機酒類の同等性交渉については、カナダとの間で、本年8月末を目途に有機同等性の発効を大筋合意した。
- 続いて、農林水産省から、農林水産物・食品の輸出拡大に向けた今後の展開方向（資料4）について、以下のような説明があった。
- <資料4について>
- ・ 今後、大規模輸出産地を育成することにより、国内生産基盤の維持・強化を図っていく。
 - ・ また、こうした輸出産地の形成に向けて、JAグループと国とが連携して進める。
 - ・ 海外の物流・加工施設の共同利用の拡大を図るため、公的金融機関も活用した支援策を検討してまいりたい。
 - ・ また、輸出支援プラットフォームの設置国・地域の拡大など、必要な検討を進めていく。
 - ・ 品目団体と連携し、輸送リスクを低減させるような損害保険等によるセーフティネットの検討、全国知事会に新たに設置された「農林水産物輸出拡大PT」との連携などを進めていく。
 - ・ 知的財産等の保護・活用の強化については、育成者権管理機関の取組の推進を進めていく。
- 説明に対しての質問、意見はなかった。
- 次に、渡辺復興大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 輸入規制の撤廃に向けた取組は、復興庁としても極めて重要な課題だと認識しており、私自身も働きかけに取り組んでいるところ。
 - ・ 去る4月には、駐日仏及び独大使と会談を行い、EUの輸入規制措置が早期に撤廃されるよう働きかけを行ったところ。

- ・ また、G7サミット及び関連閣僚会合において、被災地産品の試飲や試食を行い、被災地の食の魅力を各国代表団及び国際メディアに伝えた。
 - ・ 今後もあらゆる機会を活用し、科学的知見に基づき規制を早期に撤廃するよう、より一層の働きかけや、安全性に関する情報の更なる発信に取り組んでいく。
 - ・ 関係省庁の皆様におかれましても、より一層のご協力をお願いする。
- 次に、武井外務副大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 農産品の輸出拡大を実現する上では、各国・地域による輸入規制の早期撤廃が重要。私自身、各国を訪問した際、東日本大震災に由来する輸入規制の早期撤廃を働きかけてきた。今後も、早期完全撤廃に向け、粘り強く働きかけを行っていく。
 - ・ また、昨年4月以降、既に7つの国・地域で立ち上がっている輸出支援プラットフォームについて、在外公館も、JETROやJFOOD0等の構成員の皆様と連携しながら、積極的に貢献している。引き続き、関係省庁・機関と連携しながら、更なる輸出拡大に向け効果的な活動を行っていく。
- 次に、井上財務副大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 財務省・国税庁では、日本産酒類の輸出拡大に注力しているところ。
 - ・ 農林水産省から説明のあったとおり、財務省・国税庁では、農林水産省と連携し、各国と有機酒類の同等性交渉を進めているところ。今般、カナダ政府との間で大筋合意に達した。
 - ・ 引き続き、他の国とも同等性交渉を進めるとともに、有機酒類の輸出に主体的に取り組む国内の事業者の支援を行ってまいりたい。
 - ・ また、酒類のGIの普及・活用も進めてまいりたい。
 - ・ 現在、G7の各大臣会合が全国各地で順次行われている。新潟で行われた財務大臣・中央銀行総裁会議でも、日本産酒類のPRを行ったところであるが、各省庁にもPRに御協力いただいているものと承知している。この場をお借りして感謝申し上げるとともに、引き続き、様々な機会での日本産酒類のPRに御協力いただきたい。
 - ・ 最後に、酒類は嗜好品であり、輸出に当たっては各国の経済状況の影響を受けやすい。引き続き、関係省庁と連携しながら、日本産酒類の輸出促進に努めてまいりたい。
- 次に、長峯経済産業大臣政務官から、以下のような発言があった。
- ・ 経済産業省としては、農林水産物・食品も対象に、「新規輸出1万者支援プログラム」を実施しており、新たに輸出に取り組む事業者へのカウンセリングや、輸出商社やECサイトとのマッチングなどを進めているところ。

- ・ 農林水産省と連携しながら、商工会や農業関係者のネットワークも活用し、関連施策を幅広く紹介することで、事業者の掘り起こし、すそ野拡大を図っていく。
 - ・ また、輸出支援プラットフォームについては、香港、シンガポール、フランスの担当に加え、新たに、米国、中国担当の JFOOD0駐在員を配置するなど、現地主導のプロモーションにしっかりと取り組んでいく。
 - ・ さらに、原産地証明書の発給手続の迅速化は、生鮮品等の輸出を拡大する上で極めて重要であることから、これまでのタイ向け等に加え、6月以降、インドネシア、インド及びマレーシア向けの証明書も電子化していく。
 - ・ 今後とも、関係省庁・機関と連携し、輸出目標の達成に貢献してまいりたい。
- 最後に、松野官房長官から、以下のような発言があった。
- ・ 農林水産物・食品の輸出額は1月から3月までで、前年比10.2%増加と好調に推移しているところであるが、2025年2兆円の目標を前倒しで達成できるよう、これまで以上に「稼ぐ力」を最大限に引き出す必要がある。
 - ・ また、食料安全保障の確立の観点からも、マーケットインの発想により、農林水産物・食品の輸出を拡大し、農林水産業・食品産業を成長する海外市場も視野に入れたものへと転換する必要がある。
 - ・ 本日は、大規模輸出産地作りや雇用者を増やし、近隣農家と連携を進める2つの素晴らしい事例の紹介があった。こうした優れた事例が全国各地で多数生まれるように、関係者が一丸となって取組を進めてほしい。
 - ・ また、関係省庁連携のもと、
 - ① 地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成
 - ② 関係者が一体となった戦略的な輸出体制の整備・強化
 - ③ 競争力強化等に資する知的財産等の保護・活用の強化などについて、今後、輸出拡大実行戦略に反映できるよう内容の深化を図ってほしい。
 - ・ 今後とも、輸出を伸ばすことで農林水産業の成長産業化を図り、地域経済を活性化していく。
 - ・ 関係閣僚の引き続きの御尽力をよろしくお願い申しあげる。

(以 上)